第十管区海上保安本部（水路測量）公示第　8　号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和７年２月６日

第十管区海上保安本部長　赤松　宏樹（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　宮崎県宮崎土木事務所

（２）住所　宮崎県宮崎市橘通東１丁目９番 10 号

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　付図のとおり

（２）期間　令和７年３月 27 日まで（うち３日間）

３　水路測量の実施方法

（１）測深　多素子音響測深機を使用する

（２）測位　GNSS による

４　航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）宮崎海岸赤江地区及び赤江海岸　赤塗りで示す区域